

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行												
<p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p>	<p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p>												
<p>第四十九条の二十四の二 海上において電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局（本邦の排他的経済水域を越えて航海を行う船舶において使用するものに限る。）であつて、制御携帯基地地球局（当該携帯移動地球局の制御を行う携帯基地地球局をいう。以下この条において同じ。）からの制御を受けて携帯基地地球局又は携帯移動地球局と通信を行うもので、五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下又は一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を送信するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 送信装置の条件</p> <p>イ 空中線の大きさ (略)</p> <p>ハ 空中線の大きさは、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。</p>	<p>第四十九条の二十四の二 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 送信装置の条件</p> <p>イ 空中線 (同上)</p> <p>ハ 空中線の大きさは、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 別</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">空中線の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合</td> <td style="text-align: center;">直径一・二メートル以上</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	空中線の大きさ	五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合	直径 一・二 メートル以上	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 別</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">空中線の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合</td> <td style="text-align: center;">直径一・二・三メートル以上</td> </tr> <tr> <td>(同上)</td> <td style="text-align: center;">(同上)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	空中線の大きさ	五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合	直径 一・二 ・三 メートル以上	(同上)	(同上)
区 別	空中線の大きさ												
五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合	直径 一・二 メートル以上												
(略)	(略)												
区 別	空中線の大きさ												
五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合	直径 一・二 ・三 メートル以上												
(同上)	(同上)												